

報告第3号

専決処分報告（訴えの提起）

令和7年（2025年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、給食費請求事件3件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和7年3月26日 札幌簡易裁判所 令和7年(ハ)第20507号 給食費請求事件 札幌市手稲区在住者	相手方は、札幌市立学校において学校給食の提供を受けた児童生徒の親権者であるが、学校給食費を納入期限までに納入せず、本市の再三にわたる督促等にも応じないことから、本市が支払督促の申立てをしたところ、相手方から適法な督促異議の申立てがなされたた	相手方は、本市に対し、210,180円を支払うこと。

		め、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることとなった。	
2	令和7年3月26日 札幌簡易裁判所 令和7年(ハ)第20542号 給食費請求事件 札幌市東区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に対し、157,289円を支払うこと。
3	令和7年3月26日 札幌簡易裁判所 令和7年(ハ)第20554号 給食費請求事件 札幌市手稲区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に対し、224,824円を支払うこと。